

番号	21-17
案件名	中野区景観方針（案）
意見募集期間	令和4年5月16日（月曜日） から 令和4年6月6日（月曜日）まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
窓口	0人
合計	1人

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

合計意見数	8件
-------	----

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	はじめに2（1）において、「都市化社会の時代が終焉し、成熟社会へ移行する中で」と示されるが、そのような終焉が進行中とは明言できないので「典型的な都市化の時代が終焉し・・・」という都市の個性化をもって質の向上につなげる表現に替えられたい。	景観づくりを進める社会的背景を示したものである。成熟社会における「量」から「質」への意識転換が進む中で、地域の個性や魅力が人々に再認識されるようになった時代背景を「都市化社会の時代の終焉」と表現した。一般的な表現であると理解している。
2	はじめに2（2）において、「中野区固有の特性を尊重した空間形成は、中野らしい景観形成につながる」を「中野区固有の特性を有する空間の尊重は、中野らしい景観形成につながる」という表現に替えられたい。	中野区景観方針では、中野らしい景観形成の考え方として「中野区固有の特性を尊重した空間形成」という表現を使っている。これは幅広い景観形成の概念を含むものである。
3	はじめに3（1）中野区景観方針の策定の目的と役割において、「本方針で示すロードマップとその中の制度・手法を活用して、景観づくりの推進を図る・・・」など、景観の向上を担保する制度（建築確認申請前の景観形成基準への適合確認等）も表現に加えられたい。	中野区景観方針は、区の景観づくりの基本的な考え方を定めたものである。この中で、区内の景観特性を生かした景観づくりの施策を例示している。どのような制度・手法等を活用するかは、今後具体的な施策の検討の中で、ご意見を参考にしたい。

4	第1章2中野区の景観特性について、「夜景」や「道路上の移動視覚からの景観（シーケンス）」に関する景観づくりの視点も盛り込んでほしい。	中野区景観方針は、区の景観づくりの基本的な考え方を定めたものである。この中で、区内の景観特性を生かした景観づくりの施策を例示している。夜景やシーケンス等の視点については、今後具体的な景観施策の検討の中で、ご意見を参考にしたい。
5	第2章2（1）景観づくりにおける関係者の役割と連携において、「区民等の役割」の記載が上位下達のようにも受け止められるので、表現を工夫されたい。	良好な景観づくりに向けては、区民等、事業者・企業、区がそれぞれの立場や役割に応じて責任を果たし、主体的な取組と相互協力を推進していくことを示したものである。
6	第2章景観づくりガイドラインにおける景観づくりの推進体制の中に、専門家団体の自主活動との連携を組み込むよう、記述されたい。	景観づくりの推進体制においては、協議の場や景観学習の場への専門家派遣の支援等を例示として盛り込んでいる。今後具体的な景観施策の検討の中で、ご意見を参考にしたい。
7	第2章景観づくりガイドラインにおける景観づくり啓発事業に、新築の建てものに対する「中野区景観寄与賞」を創設されたい。専門家や公募区民による公開審査が望ましい。	景観づくり啓発事業については、例示として記載している。啓発事業やイベント等については、今後具体的な施策の検討の中で、ご意見を参考にしたい。
8	参考資料として、景観法の抜粋を加えられたい。	第2章の景観づくりガイドラインでは、良好な景観形成に向けて活用できる制度と根拠法令を例示している。景観法の抜粋までは考えていない。

3. 提出された意見により変更した箇所とその理由
なし